

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2026 年 12 月 18 日改定）

掲載日 2026 年 10 月 1 日

■ゆうちょ P a y 利用規約（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
8 ゆうちょ P a y ポイントの付与・使用等 (1)～(10) （略） (11) 当行は、あらかじめ利用者へ通知又は公表のうえ、ポイントに係るサービスの停止又は廃止をすることがあります。ただし、緊急の場合は利用者への通知又は公表が事後になる場合があります。なお、ポイントに係るサービスが廃止された場合、利用者が保有するポイントはすべて失効します。 (12)～(14) （略）	8 ゆうちょ P a y ポイントの付与・使用等 (1)～(10) （同左） (11) 当行は、あらかじめ利用者へ通知又は公表のうえ、ポイントに係るサービスの停止又は廃止をすることがあります。ただし、緊急の場合は利用者への通知又は公表が事後になる場合があります。なお、ポイントに係るサービスが廃止された場合、 <u>当行が認めた場合を除き</u> 、利用者が保有するポイントはすべて失効します。 (12)～(14) （同左）
<u>（新設）</u>	<u>30 ゆうちょ P a y 終了に伴う取扱い</u> <u>(1) 当行は、ゆうちょ P a y 取引及びゆうちょ P a y アプリに係る各種サービスについて次のとおり段階的に全部又は一部の提供を終了します。</u> <u>① ゆうちょ P a y 取引、ゆうちょ P a y 「Smart Code ショッピングサービス」の利用、ゆうちょ P a y ポイントの使用：2026 年 12 月 20 日</u> <u>② ゆうちょ P a y ポイントの付与・残高照会、引落指定口座の残高照会：2027 年 3 月 20 日</u> <u>(2) 前項第 1 号に掲げるサービスの終了に伴い、第 3 条（同条第 4 項を除きます。）、第 4 条から第 7 条、第 8 条第 13 項、第 11 条、第 12 条、第 16 条は、2026 年 12 月 20 日をもってその効力を失います。</u> <u>(3) 第 1 項第 2 号に掲げるサービスの終了に伴い、第 3 条第 4 項、第 8 条（同条第 13 項を除きます。）から第 10 条、第 13 条から第 15 条及び第 17 条から第 29 条は、2027 年 3 月 20 日をもってその効力を失います。</u> <u>(4) この規約に付随する特約等は、それぞれに定める条件に従い適用されるものとし、当該特約等に別段の定めがある場合は、その定めが優先して適用されるものとします。</u>
附 則 (実施期日) この改正規定は <u>2023 年 6 月 22 日</u> から実施します。 以上	附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2026 年 12 月 18 日</u> から実施します。 以上
<u>（新設）</u>	<u>附 則</u> <u>（規約の廃止）</u> <u>1 この規約は、2027 年 3 月 20 日をもって廃止します。</u> <u>2 前項の規定によるこの規約の廃止前に行われたゆうちょ P a y の利用に</u> <u>関して生じる当行の事務処理や利用者との資金の精算等については、なお</u> <u>従前のとおりとします。</u> 以上

以 上